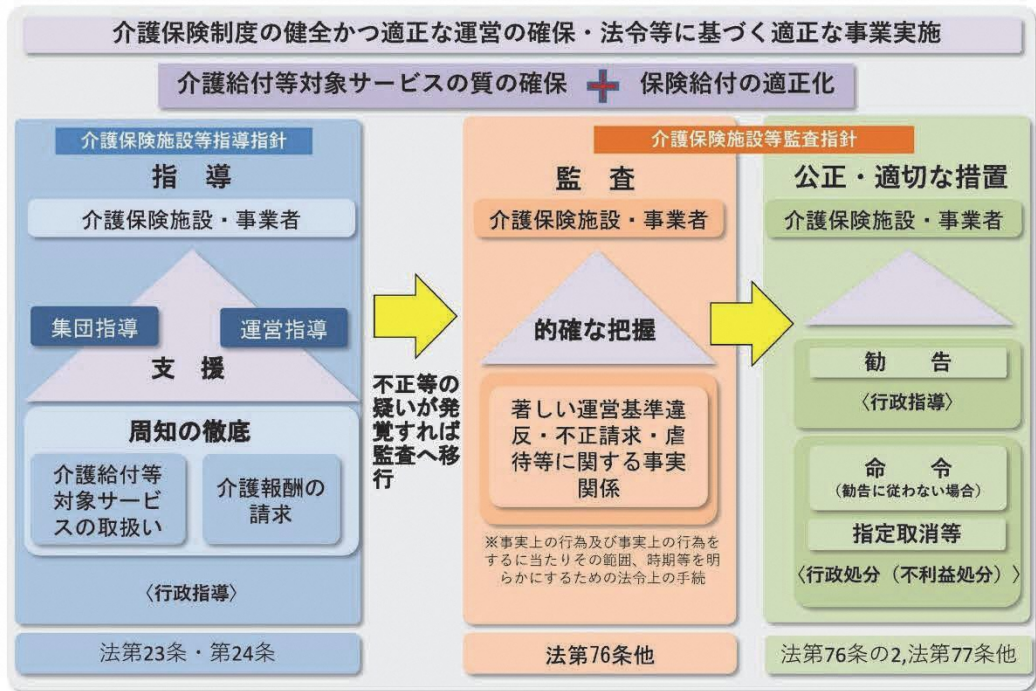


介護保険制度における介護保険施設・事業者に対する指導監督



(厚生労働省ホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureis/ha/service/index_00001.html) より抜粋)

(2) 佐世保市の現状

ア 介護サービス事業所数

2024(令和6)年度の介護サービス事業所の内訳は、以下のとおりである。

施設サービス	介護老人福祉施設	20
	介護老人保健施設	10
	介護医療院	4
居宅介護サービス	訪問介護	53

	訪問入浴介護	5
	訪問看護	28
	訪問リハビリテーション	6
	通所介護	41
	通所リハビリテーション	35
	短期入所生活介護	32
	短期入所療養介護	21
	特定施設入居者生活介護	31
	福祉用具貸与	21
	特定福祉用具販売	22

地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	1
	地域密着型通所介護	35
	認知症対応型通所介護	27
	小規模多機能型居宅介護	50
	認知症対応型共同生活介護	63
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8
	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	2

居宅介護支援	70
介護予防支援	10

合計 600

(2024 (令和6) 年 4 月 1 日現在)

また、2024 (令和6) 年度中の新規指定事業所は20件、廃止事業所は28件となっている。

イ 指導監督等

佐世保市では、保健福祉部指導監査課が、介護サービス事業者等に対する指導監督業務を担っている。市が行う法に基づく指導の実施については、介護保険施設等指導指針及び佐世保市介護保険施設等指導要綱に定めるところにより行われている。また、監査については、介護保険施設等監査指針及び佐世保市介護保険施設等監査要綱の定めるところにより行われている。

介護サービス事業者等に対する指導・監査の内容は以下のとおりである。

(ア) 集団指導

介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導である。年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法で行う(オンライン会議システム、ホームページ等の活用による動画の配信等による実施も可)。

(イ) 運営指導

介護サービスの実施状況指導、最低基準等運営体制指導、報酬請求指導である。原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上、実地にて行う。

(ウ) 監査、勧告、命令、指定の取消等

指定基準違反等又は人格尊重義務違反がある場合には、介護サービス事業所へ監査（帳簿書類の提出、関係者への質問、立入検査等）を行う。指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、勧告、命令、指定の取消し等を行う。市が行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続きについては、内規として「行政手続法に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則」がある

a 集団指導

佐世保市では、集団指導は、講習会形式にかえてホームページへの資料掲載形式にて実施されている。事業者等の確認報告書の提出をもって、集団指導を受講したものとみなされている。

2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの実施状況は以下のとおりである。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指導回数	1	1	1
開催方式	佐世保市ホームページに資料を掲載 (事業者が掲載資料を確認精読)	佐世保市ホームページに資料を掲載 (事業者が掲載資料を確認精読)	佐世保市ホームページに資料を掲載 (事業者が掲載資料を確認精読)
実施日 (HP掲載日)	2020.7.3	2021.10.11	2022.7.5
参加者数	572	461	570
指導内容	<ul style="list-style-type: none"> ①届出等の手続きについて ②令和2年度介護サービス事業者等指導監査資料 ③②の別添 令和元年度実地指導 指摘内容・指導内容の例 ④運営規程の変更に係る届出の一部見直し及び指定更新申請関係書類の一部見直しについて 	<ul style="list-style-type: none"> ①サービス別留意事項について ②令和3年度介護サービス事業者等指導監査資料 ③②の別添 令和2年度実地指導 指摘内容・指導内容の例 ④指定訪問介護の通院等昇降介助のサービス提供及び算定について ⑤地域密着型サービス事業所における必要な研修のみ受講者を配置する場合の届け出等について ⑥佐世保労働基準監督署からの労働災害防止対策に係る要請 	<ul style="list-style-type: none"> ①サービス種類別留意事項について ②令和4年度指導監査について ③佐世保労働基準監督署・長崎県・佐世保市からの周知資料 ・佐世保労働基準監督署 ・長崎県(長寿社会課砂防課) ・佐世保市(消防局予防課長寿社会課/健康づくり課)

	令和5年度	令和6年度
指導回数	1	1
開催方式	佐世保市ホームページに資料を掲載 (事業者が掲載資料を確認精読)	佐世保市ホームページに資料を掲載 (事業者が掲載資料を確認精読)
実施日 (HP掲載日)	2023.6.1	2024.7.31
参加者数	571	576
指導内容	<ul style="list-style-type: none"> ①令和5年度集団指導資料 (指導監査課) ②令和5年度集団指導資料 (令和4年度介護サービス事業者等指導 監査資料) ③佐世保労働基準監督署・長崎県・佐世 保市からの周知資料 <ul style="list-style-type: none"> ・佐世保労働基準監督署 ・長崎県(長寿社会課/砂防課) ・佐世保市(消防局予防課長寿社会課/健 康づくり課) 	<ul style="list-style-type: none"> ①令和6年度集団指導資料 (指導監査課) ②令和6年度指導監査について (令和5年度介護サービス事業者等指導 監査資料) ③佐世保労働基準監督署・長崎県・佐 世保市からの周知資料 <ul style="list-style-type: none"> ・佐世保労働基準監督署 ・長崎県(長寿社会課/砂防課) ・佐世保市(消防局予防課長寿社会課/ 感染症対策課/医療政策課)

2021(令和3)年度は例年に比べ参加者数(報告書提出数)が461と特に少なかった。指導監査課によれば、報告がなかった事業者に再度の報告依頼等を行ったが、結果として報告の提出は無かったとのことである。現在、集団指導の受講確認は徹底が図られており、期日までの報告提出がない事業者に対しては、メールにより再依頼を行い、それでも提出がない場合は、電話・FAX等で提出依頼を行っているとのことである。2024(令和6)年度について

は、集団指導の受講確認未提出の事業者はいなかったとのことである。

b 運営指導

佐世保市介護保険等指導要綱によれば、介護保険施設等に対する運営指導は、

- ① 原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上行う
- ② 居宅サービス(居住系サービスに限る)、地域密着型サービス(居住系サービス又は施設系サービスに限る)又は施設サービスについては3年に1回以上の頻度で実施に努める

ものとする定められている。

佐世保市においては、定められた頻度での運営指導を達成しているとのことである。また、新規指定業者については、必要性に照らし早期の運営指導を行うことがあるとのことである。

運営指導の過去5年間における実施状況は、市ホームページ掲載資料によると、2021(令和3)年度が74件、2022(令和4)年度が71件、2023(令和5)年度が120件、2024(令和6)年度が94件となっている。

2024(令和6)年度の運営指導による指摘・指導事項の件数等は以下のとおりである。

(定期立入検査・一般監査含)

事業所のサービス種類	指導を実施した事業所	指摘 ※1			指導 ※2		
		事業所数	割合(%)	指摘件数	事業所数	割合(%)	指導件数
訪問介護	9	5	55.6	15	9	100.0	36
訪問入浴介護	1	0	0.0	0	1	100.0	3
通所介護	11	3	27.3	4	11	100.0	45
短期入所生活介護	6	2	33.3	2	5	83.3	11
特定施設入居者生活介護	6	3	50.0	3	6	100.0	21
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	6	6	100.0	14	6	100.0	18
介護老人福祉施設	6	4	66.7	13	6	100.0	20

※1指摘…改善状況について市へ報告が必要なもの。 ※2指導…改善状況について報告を求めないもの。

事業所のサービス種類	指導を実施した事業所	指摘			指導		
		事業所数	割合(%)	指摘件数	事業所数	割合(%)	指導件数
認知症対応型通所介護	5	2	40.0	2	5	100.0	17
小規模多機能型居宅介護	7	2	28.6	3	7	100.0	32
認知症対応型共同生活介護	8	4	50.0	6	8	100.0	44
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	1	1	100.0	1	1	100.0	3
地域密着型通所介護	4	3	75.0	6	4	100.0	14
居宅介護支援	2	1	50.0	3	2	100.0	3
介護予防支援	7	1	14.3	1	5	71.4	16
特別養護老人ホーム ・養護老人ホーム・軽費老人ホーム	10	3	30.0	3	6	50.0	10
有料老人ホーム	5	0	0.0	0	5	100.0	20
合計	94	40	42.5	76	87	92.6	313

(3) 監査・処分等

監査・処分については、2021（令和3）年度に1件・1事業所に対して行われている。

ア 監査内容

2021（令和3）年9月、小規模多機能型居宅介護Aに対し、

- ① 人員基準違反疑い
- ② 人員基準違反に伴う介護給付費の不正請求疑い

で監査がなされた。

イ 処分

2022（令和4）年2月19日、Aに対し、指定の全部の効力停止処分（期間6か月）を行った。

ウ 処分理由

Aにおいて、2020（令和2）年3月27日から基準に定められた介護支援専門員が適正に配置されておらず、この場合、事案発生月の翌々月から介護給付費を30%減算して請求しなければならないにもかかわらず、減算を行わないまま1年半以上にわたり、請求し続けていた。

エ 処分の判断

介護保険法第78条の10第8号及び同法第115条の19第7号に規定する介護報酬の不正請求が認められ、その期間や代表者等の関わりも勘案して、指定の全部の効力停止が相当と判断した。

オ 介護報酬の返還額及び内訳（概算）

1053万円(不正請求分752万円、加算金(40%)301万円)

カ 処分までの経過

2021（令和3）年9月29日から10月1日	対象事業所に対する情報提供を基に監査実施。介護支援専門員の資格が2020（令和2）年3月26日までとなっており、資格が有効ではない状態で業務を継続していた。
10月20日	管理者への2回目の聞き取りを実施
12月24日	聴聞実施。代表者ほか代理人等の出頭は無く、陳述書等の弁明書等の提出も無く、聴聞を終結した。

2022（令和4） 年1月18日	事業者へ処分通知、報道機関への公表を実施。
---------------------	-----------------------

なお、対象事業所からは2022（令和4）年1月21日に廃止届があり、同年2月21日をもって廃止となった。

キ 利用者への対応

処分通知時点で対象事業所の利用者は7名であった。対象事業所の建物を利用した新規の地域密着型通所介護事業所が指定を受け、7名の利用者及び介護職員等を当該新規事業所が引き受けて介護サービスを提供する形となった。

ク 介護報酬の返還状況

上記オ記載の介護給付費返還額及び加算金（確定額1322万5006円）については、Aの代表者と面談を重ね、返還に向けて折衝を続けていたが、事業所を廃止し滞納処分ができる財産が無いことから、2024（令和6）年7月11日付で執行停止を行い、2025（令和7）年3月19日付で全額を不納欠損処分とした。

【意見】

佐世保市が指定事業者等に対して、指定取消処分や指定の効力の停止処分を行うに当たっては、介護保険法その他関係法令の規定及び解釈を正確に理解しておく必要がある。また、これらの処分は行政手続法上の不利益処分にあたり、同法の適用を受けることから、同法の規定や市の行政手続に関する条例・規則のほか、判例法理（処分理由の付記の程度など）も含めた解釈を正確に理解しておく必要がある。この点、市の職員は定期的に異動があることから、担当課の職員が必ずしも個別法や行政手続法の規定・解釈に精通しているわけではない場合もあり得ると考えられる。

もっとも、上記不利益処分は、行政が一方的に事業者等の権利を制限する行為であるから、行政の恣意的な判断は許されないほか、手続きも公正である必要がある。これらに不備があれば、処分の取消訴訟、市に対する国家賠償法に基づく損害賠償請求がなされるおそれもある。

したがって、市におかれては、担当課の職員が変わっても常に瑕疵のない行政手続・処分がなされるよう、上記法令・判例法理のアップデート及び周知等について、努められたい。

【意見】

介護報酬及び加算金1322万5066円が全額不納欠損処分となった。全額が未回収というのは深刻な結果と言わざるを得ず、財産調査のタイミングや方法などに問題が無かったかの検証を行うべきである。改善点については、将来類似事案が発生した場合に備えて共有、引き継ぎを確実に行うべきである。

ケ 処分に係る書類一式について

監査人は、本件の処分に係る関係書類一式（聴聞調書、処分通知書、決裁書、資料等）を閲覧し、内容等を確認した。

【意見】

聴聞は、公正中立な立場にある者が主宰することが必要であるとの考えから、行政手続法第19条第2項に、聴聞の主宰者となりえない場合（除斥）が規定されている。これに違反した場合には不利益処分の効力に疑義が生じる可能性がある。本件の聴聞に関する決裁書には、聴聞主宰者の選定について、公平性の観点から監査に直接携わる指導監査課及び長寿社会課職員からは選任せず、保健福祉政策課からの選任が妥当であると判断した旨の記載がなされていた。もっとも、当該職員が行政手続法第19条第2項の除斥事由に該当していない

ことについては明記されていなかった。当該職員が除斥事由に該当していないかについても書面等により確認の上、選定すべきである。

【意見】

本件処分に関する決裁書には、処分通知書を当事者に交付する際、「受領書」を徴収する旨記載されていた。この受領書の有無について担当課に確認したところ、受領書は無いが処分通知書を事業者に手渡ししたことが分かる対応記録がある、とのことであった。

不利益処分の理由の提示は法定の手続きであり（行政手続法第14条）、処分通知書は当事者の権利利益を保護し不服申立てのための便宜を与えるための重要書面である。また、原則として、当事者が処分通知書を受領した日の翌日が不服申立て期間の起算日となることから、当事者が処分通知書を受領したか、いつ受領したかは重要な情報である。したがって、当事者に直接処分通知書を交付した場合は、確実に受領書を徴収することを徹底すべきである。

【意見】

聴聞調書には、聴聞への出席者がなかったこと、及び出頭しなかったことについて正当な理由がないことにつき行政庁から当事者本人に電話確認済みとの報告があった旨の記載がなされていた。もっとも、「正当な理由がない」という評価の根拠となる具体的事実（当事者の供述等）は記載されていなかった。佐世保市行政手続条例第23条第1項により聴聞を終結する場合は、当事者が出頭しなかったことに正当な理由がないことが要件となっているが、具体的事実によっては、それが正当な理由にあたるか否か争いとなる余地がある。よって、当事者と電話によるやり取りがなされた場合は、その内容を電話録取書などに記録しておき、その具体的事実を聴聞調書に記載するか、少なくとも調書と一体のものとして保管すべきである。

5 介護相談員派遣事業

(1) 概要

介護施設等におけるサービスの質の向上を図るため、施設を訪問し、入所者から不安や不満、要望等を聴き、施設に伝え、その解消を図る「介護相談員」を養成するとともに、介護相談員で組織するボランティア団体「させば介護相談員虹の会」に対する支援を行うもの。佐世保市は虹の会に補助金を交付している。

(2) 佐世保市の現状

ア 介護相談員

介護相談員は、養成研修を受講したボランティアで構成されている。新規応募者は佐世保市が実施する養成研修を受講する（年1回実施）。活動期間1年以上の相談員は、年1回地域作り連絡会開催の研修に参加している。

2024（令和6）年度で「させば介護相談員虹の会」に登録している介護相談員は、26名（男性3名、女性23名）となっている。2020年（令和2年）度から2024年（令和6）年度の介護相談員の人数は下記の表のとおり推移しており、近年は減少傾向である。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
30名	32名	31名	28名	24名

また、2024（令和6）年度の相談員の平均年齢は73.16歳となっている。

介護相談員の施設訪問実績は、2020（令和2）年度は訪問なし、

2021（令和3）年度は31回、2022（令和4）年度は117回、2023（令和5）年度は186回、2024（令和6）年度が303回となっている。訪問方法は現地とWEBである。

イ 受け入れ施設

介護相談員の受入施設は、2025（令和7）年4月1日現在で計29施設となっていたが、その後、うち6施設が受入休止となっている。

ウ 実績

目標値としては、2021（令和3）年度から26施設と設定している。

実績としては、2021（令和3）年度が6施設、2022（令和4）年度が6施設、2023（令和5）年度が23施設、2024（令和6）年度が22施設であった。施設側の業務繁忙のため受け入れ体制が整わなかったことや、新型コロナウイルスにより従来の方法での訪問ができなくなったことから、目標と実績が乖離したとのことである。

なお、担当課によれば、新型コロナウイルスによる暫定的な措置としてやむを得ずリモートでの訪問活動を行っていたが、リモート訪問は対象となる利用者が限られることや職員が傍にいないといけないという課題があること、また介護相談員の活動理念からも現地訪問が望ましいことから、今後はリモート訪問から全施設が現地訪問で実施するよう考えているとのことである。

【意見】

佐世保市内の入所施設数179施設に対して、介護相談員受入施設は23施設にとどまっている。介護相談員は、入所者から、不安や不満・施設に直接言いつらいことなどを聴き取るほか、実際に施設を訪問し五感を使って利用者の声なき声を拾い上げ施設に伝える等して、利用者と施設との橋渡しを行う役割

を担う。これは介護施設等のサービス向上に直接つながる重要な事業である。したがって、より多くの施設に介護相談員が訪問できることが望ましい。しかしながら、担当課によると、介護相談員の人数は年々減少しており、また登録している会員にも高齢の方も多くおられるところ、介護相談員は自主的なボランティア活動であることから一人あたりの訪問に限りがあり、訪問施設を増やせない状況であるとのことである。

訪問施設を増やせるよう、介護相談員（特に若い世代の方）を増やすべく、広報等について取り組んでいただきたい。

第6 生きがいつくりと社会参加の促進

1 生きがいつくり・地域活動の促進

(1) 老人福祉センターと老人憩いの家

ア 概要

老人福祉センターは、生活及び健康に関する相談に応じ、適切な援助、指導を行う機能を有しながら、教養娯楽室や浴場などがあり、教養講座、趣味の教室等の事業を行い、高齢者の健康増進、教養の向上等を総合的に提供している施設で、社会福祉協議会が運営している「やすらぎ荘」と「あたご荘」がある。

また、老人憩いの家も同様の趣旨で提供を行う（相談窓口を除く）もので、市が管理者を指定し運営している「いでゆ荘」があるが、「いでゆ荘」については、近年利用者が減少傾向にある。

イ 今後の方針

当面は、施設の改修など適切な管理運営に努めることにより、高齢者の仲間づくりや憩いの場としての機能を維持していく。

ウ 実績等

■実績と計画

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数		(実績)	(実績)	(見込)	(計画)	(計画)	(計画)
	いでゆ荘	11,748人	19,963人	27,405人	23,500人	25,800人	28,300人
	やすらぎ荘	7,379人	13,446人	14,157人	13,500人	14,800人	16,200人
	あたご荘	8,905人	17,966人	17,700人	20,000人	22,000人	24,200人

※令和5（2023）年度の実績は見込み

(2) 老人クラブ

ア 現状と課題

老人クラブは、市内各地域において組織され、仲間づくりや健康づく

り活動、趣味などの文化活動、地域での奉仕活動などさまざまな活動が行われており、係る活動に対して支援を行っている。

老人クラブのクラブ数・会員数は、全国的に減少傾向にあり、佐世保市においても、クラブ数・会員数ともに年々減少している。2023（令和5）年9月末現在のクラブ数は184、会員数は9300人で60歳以上の方の加入率は約10%となっている。10年前と比べると、クラブ数は82クラブ、会員数は約6100人、加入率は約7ポイントの減少である。

イ 今後の方針

3人に1人が高齢者という社会を迎え、心豊かな明るい社会を実現するため、多方面において豊かな能力を活かし、高齢者がこれまでに培ってきた知識や経験を世代間の交流を通じて、次の世代へ伝えていくことが必要である。老人クラブ活動を活性化させ、高齢者福祉の増進や地域貢献を推進するためにも、今後も引き続き支援を行っていく。

ウ 実績等

老人クラブの構成人数等は以下のとおりである。

老人クラブの名称	佐世保市老人クラブ連合会
----------	--------------

所在地	〒857-0042 佐世保市高砂町5-1 佐世保市中央保健福祉センター5階
-----	--

年度	構成人数	構成人数	補助金支出額
	クラブ数	会員数	合計
R2	209クラブ	10,919人	13,859,614円
R3	204クラブ	10,323人	13,667,910円
R4	194クラブ	9,971人	13,212,420円
R5	184クラブ	9,300人	12,712,720円
R6	175クラブ	8,871人	12,289,250円

佐世保市老人クラブ連合会の会員割合は以下のとおりである。

地 区 別 ク ラ ブ 数

令和6年4月1日 現在

班別	区別	クラブ数	男	女	クラブ数	男	女	クラブ数	男	女	クラブ数	男	女	クラブ数	男	女	クラブ合計	男合計	女合計
1	東部1	早岐	237	374	広田	274	431	宮	300	394							27	811	1,199
		12	611	7	705	8	694												
2	東部2	三川内	40	46	江上	87	99										7	127	145
		2	86	5	186														
3	中央1	黒髪	136	264	日宇	144	250	天神	163	363	木風	61	107				24	504	984
		8	400	5	394	6	526	5	168										
4	中央2	潮見	20	39	白南風	16	32	小佐世保	48	83							6	84	154
		1	59	2	48	3	131												
5	中央3	祇園	54	79	山手	17	38	清水	58	98	春日	10	22	大久保	36	69	15	175	306
		4	133	1	55	5	156	1	32	4	105								
6	中央4	金比良	37	76	赤崎	104	170	船越	97	134							14	238	380
		4	113	5	274	5	231												
7	北部1	大野	339	509	中里	260	358										18	599	867
		13	848	5	618														
8	北部2	相浦	231	412	黒島	88	121										20	319	533
		14	643	6	209														
9	西部1	世知原	118	191	吉井	36	51	小佐々	66	74							21	220	316
		10	309	4	87	7	140												
10	西部2	宇久	118	162	江迎	180	229	鹿町	97	124							23	395	515
		4	280	11	409	8	221												
会員数 (男性 3,472 名 女性 5,399 名 計 8,871 名)																	175	8,871	

【意見】

佐世保市のみならず、全国的にも老人クラブの会員数は減少傾向にあるが、近年、高齢者の活動も多様化しており、老人クラブのほかに活動の選択肢が増えてきたことが一因と推測される。また、老人クラブの活動が、現在の高齢者のニーズにマッチしていない可能性も考えられる。老人クラブの活性化を目標に掲げているが、具体的な取り組みは補助金交付に見合った効果が挙げられているかも判然としない。市としても補助金交付の継続のみを前提とするのではなく、活動内容の多様化や他の地域活動との連携を促進しつつ、支援の在り方について再検討していただきたい。

(3) 生涯学習

ア 現状と課題

心身の健康保持のため、健康や生活などについての学習の場、仲間づくりの場としてコミュニティセンターでの主催講座を開催している。また、高齢者の生きがいづくりと世代間交流の観点も踏まえ、培った技能や知識を学習成果として地域社会に還元する生涯学習ボランティアへの支援も行っている。

加えて、高齢者の社会参加が可能となるためにも、活発な地域活動が図られるように町内会へ支援を行っている。

イ 今後の方針

高齢者が心身ともに元気で豊かに過ごしていくため、地域活動の拠点であるコミュニティセンターにおいて、引き続き高齢者対象の講座開催に努める。

また、高齢者が長年培ってきた、さまざまな技能や知識を発揮できる場として「生涯学習ボランティア」への講師登録や各種情報提供、さらには、子どもたちの豊かな育みに直接的に関わる「地域学校協働活動」

や「放課後子ども教室」などへのボランティア活動を支援するなど、高齢者の生きがいをづくりと世代間交流の観点も踏まえて、引き続き促進に努める。

ウ 実績等

佐世保市は、以下のような事業を展開している。なお、各事業の対象者等を高齢者に限定しているわけではない。

コミュニティセンター主催講座

実施主体		市内28コミュニティセンター（講師に謝礼を支給）		
事業の内容	対象者	佐世保市民		
	実施場所	市内28コミュニティセンター		
	時期	通年		
	R6実施内容・回数等 （実施内容については別紙のとおり）	事業種別	実施回数（回）	のべ参加者数（人）
		ふるさとづくり講座	24	743
		ものづくり・体験講座	209	3,470
		一般教養講座	167	5,680
		家庭教育講座	134	2,304
		高齢者大学・講座	125	3,620
女性学級・講座		21	326	
親子で体験教室		49	761	
総計	729	16,904		
●事業目標に対する結果「コミュニティセンター利用者数」 （定期利用団体など、コミセン主催講座利用以外も含む数）		R6年度 目標値	920,000人	
		R6年度 実績値	808,370人	

内容の詳細は以下のとおりである。

令和6年度 コミュニティセンター主催事業実績表（各コミセン別）

コミセン名	事業種別	事業名（講座名）	実施回数	のべ参加者数
江迎	家庭教育講座	すくすくクラブ	12	113
江迎	家庭教育講座	ほっとたいむ	7	48
江迎	家庭教育講座	きっずほっとたいむ	4	107
江迎	家庭教育講座	サポーターの会	11	42
江迎	ものづくり・体験講座	こどもサマースクール	4	76
江迎	一般教養講座	いきいきセミナー	0	0
江迎	一般教養講座	Happy Cooking	0	0
江迎	ふるさとづくり講座	キラッと笑迎	3	46
江迎	高齢者大学・講座	シルバー塾「江迎大学」	9	333
江迎	家庭教育講座	ファミリーコンサート	1	180
鹿町	高齢者大学・講座	鹿町つつじ大学	10	519
鹿町	家庭教育講座	サマースクール	3	50
鹿町	家庭教育講座	子育て支援講座	0	0
鹿町	親子で体験教室	ふれあい学級	1	20
鹿町	親子で体験教室	親子deキャンプ飯	1	17
鹿町	ものづくり・体験講座	地域ふれあい講座	2	33
鹿町	ものづくり・体験講座	趣味の講座「健康料理教室」	5	61
鹿町	ものづくり・体験講座	趣味の講座「パン教室」	6	77
鹿町	ものづくり・体験講座	趣味の講座「ハンドメイド教室」	11	102
鹿町	ものづくり・体験講座	趣味の講座「お菓子作り教室」	1	16
鹿町	ものづくり・体験講座	体験教室	5	73
吉井	高齢者大学・講座	ふれあい学級	10	269
吉井	ものづくり・体験講座	インフォよしい	9	115
吉井	家庭教育講座	がんば吉井	2	98
吉井	親子で体験教室	サマー・ウィンター・スプリングスクール	8	216
吉井	家庭教育講座	集まれ吉井っ子	0	0
吉井	家庭教育講座	おはなしひろば	12	273
吉井	一般教養講座	ステップアップよしい	0	0

世知原	ふるさとづくり講座	子ども浮立笛教室	5	53
世知原	ものづくり・体験講座	子ども三味線教室	41	278
世知原	高齢者大学・講座	ことぶき学級	9	160
世知原	ものづくり・体験講座	たのきん広場	6	73
世知原	一般教養講座	移動図書	48	3,143
世知原	一般教養講座	新一年生の図書室へGO!	1	18
世知原	家庭教育講座	おななし劇場・おはなし会	3	88
世知原	ものづくり・体験講座	キッズ講座（サマースクール含）	9	180
世知原	ものづくり・体験講座	食育関係講座	4	70
世知原	ものづくり・体験講座	成人（趣味）講座、ふれあいアップ講座	3	54
世知原	ふるさとづくり講座	地域ふるさと講座	1	9
世知原	親子で体験教室	家庭教育講座	2	21
世知原	一般教養講座	きらきら星空館	3	48
世知原	一般教養講座	徳育推進講座	3	73
世知原	一般教養講座	イングリッシュステーション事業	2	20
小佐々	高齢者大学・講座	明大学級 一般教養講座	9	301
小佐々	高齢者大学・講座	明大学級 生花クラブ活動	3	29
小佐々	高齢者大学・講座	明大学級 百歳体操&バグークラブ活動	9	36
小佐々	高齢者大学・講座	明大学級 歌唱クラブ活動	9	30
小佐々	高齢者大学・講座	明大学級 書道	9	26
小佐々	高齢者大学・講座	明大学級 唱歌を歌う会クラブ活動	6	78
小佐々	ふるさとづくり講座	中学生の地域を知る講座	1	62
小佐々	家庭教育講座	子育て支援かがやきクラブ	15	33
小佐々	家庭教育講座	サマースクール	6	120
小佐々	家庭教育講座	本の読みかたり	6	109
小佐々	家庭教育講座	読書まつり&みんなの食堂	1	200
小佐々	一般教養講座	食育講座	2	19
小佐々	一般教養講座	スマホ教室	3	32
小佐々	一般教養講座	インスタ活用講座	3	38
小佐々	一般教養講座	ヨガ体験講座	1	18
宇久	女性学級・講座	宇気宇気学園	12	92
宇久	家庭教育講座	図書まつり	1	45
宇久	ものづくり・体験講座	サマースクール	1	14